落札後の注意事項

落札決定後、契約にあたっての注意事項を記載しています。ご一読ください。

＜全般＞

《契約手続》

●落札決定後の契約手続等は全て、埼玉県土地開発公社総務担当との手続となります。

●総合評価方式での入札の場合も問い合わせ先は埼玉県土地開発公社総務担当となります。

＜確認事項等＞

《建設業における社会保険等未加入対策について》

●社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します。

●詳しくは、埼玉県ＨＰの入札課「入札・契約事務関係例規集」の「9 約款」にある「19 下請企業の社会保険等未加入対策の取扱い（H30 年４月１日～）（ワード：55KB）」 を参照ご確認ください。

（https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html）

《下請工事の発注・施工に当たっての注意事項について》

●公共工事を受注した元請業者は、下請工事の発注・施工に当たり、「 建設産業における生産システム合理化指針」を確認し、元請・下請関係の適正化に努めてください。

《建設業退職金共済証紙購入及び貼付状況の確認について》

●建設労働者の福祉を増進するため、建設業退職金共済制度の促進を図っています。建設業退職金共済証紙の購入状況等について発注機関の確認を受けてください。

●詳しくは埼玉県ＨＰ「埼玉県土木工事実務要覧」又は「埼玉県建築工事実務要覧」にある各共通仕様書をご確認ください。

（http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kakusyujitsumuyouran.html）

《スライド条項について》

●詳しくは、埼玉県ＨＰの入札課「入札・契約事務関係例規集」の「9 約款」にある「16 埼玉県建設工事標準請負契約約款第 26 条第６項（インフレスライド条項）の運用に関する基準」の他、各資料を参照ご確認ください。

（http://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html）